

特定民間中心市街地経済活力向上事業計画の概要

経済産業大臣が認定する商業施設整備事業の認定スキーム

※中活計画に基づく事業であって特に経産大臣の認定を得たもの

中心市街地活性化基本計画に基づき、

①意欲的な目標を掲げ（年間来訪者数が、中心市街地の居住人口の4倍以上等）

②中心市街地の経済活力を向上させる波及効果があり

③地元からの強いコミットメントがある

民間商業施設整備プロジェクトに対して

経済産業大臣が認定し、**低利融資**等の支援を実施。

● 低利融資

日本政策金融公庫からの**低利融資**

（特利3：1.65～2.65%，貸付額最大7.2億円）

※特利3は令和8年4月時点。実際の利率は日本政策金融公庫の判断により決定。

※上記利率は標準的な貸付利率です。

適用利率は、信用リスク（担保の有無を含む）等に応じて、所定の利率が適用されますので、詳しくは日本政策金融公庫中小企業事業の窓口にお問い合わせください。



特定民間中心市街地経済活力向上事業計画の経産大臣認定要件

認定実績：19件

① 意欲的な数値指標を達成することが、当該事業の事業計画に照らして十分に見込まれること（以下のいずれか）。

- 「年間来訪者数」が、中心市街地の居住人口の4倍以上であること。
- 「年間売上高」が、中心市街地の年間小売商品販売額の1%以上であること。
- 「年間平均雇用人数」が、50人以上であること。

② 中心市街地及び周辺地域の経済活力を向上させる波及効果があること。

- 来訪者、就業者又は売上高の増加が、事業実施区域に止まらず、当該事業実施区域を含んだ中心市街地及びその周辺地域に対して、どのような形で寄与するか説明されていること。

③ 地元住民等の強いコミットメントがあること（以下のいずれか）。

- 当該市町村から当該事業に要する経費の相当部分について負担が行われていること。
- 当該市町村の議会において、当該事業を推進すべきである旨の決議がなされていること。
- 当該事業実施区域の地権者から当該事業者に対し、安価な地代での土地の貸付けが行われていること。
- 当該中心市街地の相当数の住民、商業・サービス業者から、当該事業者が出資、貸付け又は寄附を受けていること。

④ 当該市町村に都市再生特別措置法に係る立地適正化計画（※）がある場合は、これに適合していること。

（※）立地適正化計画：居住機能や医療・福祉・商業、公共交通等の都市機能の誘導により、コンパクトシティ化を推進する計画。